

指宿広域市町村圏組合議会定例会の招集時期を定める規則

(昭和46年指宿広域市町村圏組合規則第1号)

改正 平成6年指宿広域市町村圏組合規則第1号

平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号

- 第1条 指宿広域市町村圏組合議会定例会は、2月及び11月に招集する。ただし、都合によりこれを変更することができる。
- 2 前項ただし書きの規定により招集を変更するときは、管理者はその旨を告示するとともに、これを議長に通知するものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則（平成6年指宿広域市町村圏組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。